

会 議 結 果 報 告 書

令和3年12月1日

会議の名称	第41回志木市新型コロナウイルス感染症対策本部会議
開催日時	令和3年12月1日(水)
開催場所	第3庁舎 庁議室
出席者	市長 香川 武文 副市長 櫻井 正彦 教育長 柚木 博 総合行政部長 尾崎 誠一 総務部長 川幡 浩之 市民生活部長 村山 修 福祉部長 村上 孝浩 子ども・健康部長 大熊 克之 都市整備部長 中森 福夫 市長公室長 松永 仁 上下水道部長 渋谷 聡 会計管理者 豊島 俊二 教育政策部長 北村 竜一 秘書政策課長 外立 健一 (計14人)
欠席者	議会事務局長 大河内 充 防災危機管理課長 篠崎 勉 健康増進センター所長 大野 広幸 新型コロナウイルス感染症ワクチン接種支援室長 杉田 明子 (計4人)
説明員職氏名	秘書政策課長 外立 健一 (計1人)
議 題	埼玉県におけるイベント等開催制限の一部緩和に伴う本市の対応 について
結 果	・「イベント実施等基準」に則り、感染防止安全計画、チェックリストの作成、公表を行う。 ・重症化リスクのある職員、妊娠している職員及び同居家族にそうした者がいる職員については、本人の申出等を踏まえ、在宅勤務や時差出勤等の感染予防のための就業上の配慮をする。
事務局職員	秘書政策課長 外立 健一 秘書政策課主事 村山 健太

審議内容の記録（審議経過、結論等）

1 開会

2 議事（志木市新型コロナウイルス感染症対策本部員は、本部員と表記する。）

埼玉県におけるイベント等開催制限の一部緩和に伴う本市の対応について外立秘書政策課長より説明後、意見交換を行った。

埼玉県では、令和3年11月19日に国が定める基本的対処方針が変更されたことを受け、イベントの開催において規模要件等を設定するとともに、主催者が感染防止安全計画を策定し、埼玉県による確認を受けた場合、人数上限等を緩和する。また、感染防止安全計画を策定しないイベントについては、チェックリストを作成し、ホームページやSNS等で公表することとした。

この要請を受けて、本市の対応としては、次のとおりイベント実施等基準を定めて対応することとしたい。

1. 市が実施するイベント

① 大声を出すイベント

【開催条件】

- ・屋内イベントは、収容率50%以内とする。
- ・屋外イベントは、人と人との距離を1m以上確保する。
- ・チェックリストを作成し、ホームページ等で事前に公表する

※上記を全て満たさない場合、開催不可

② 大声を出さないイベントで、以下の条件を満たすイベント

屋内：5,000人超 かつ 収容率50%以上

屋外：5,000人超 かつ 人と人との距離を1m以上確保できない

【開催条件】

- ・感染防止安全計画を策定し、埼玉県の確認を受ける。

③ ①・②以外のイベント（100人以上）

【開催条件】

- ・チェックリストを作成し、ホームページ等で事前に公表する

※ 5,000人以下であれば、収容率100%まで可能。

2. 市が補助・後援等を行うイベント

「1. 市が実施するイベント」に準ずるものとし、該当するイベントについては、以下のとおりとする。

①・③に該当するイベントについてはチェックリストの写しの提出を求める。

②に該当する事業については感染防止安全計画の写しの提出を求める。

3. 市民等が実施するイベント

「イベント開催時の感染防止対策チラシ」を窓口等へ掲示するなど、主催者への周知を行う。

その他、重症化リスクの高い職員に対して、配慮をするために、次のとおりに職員に周知することとした。

・高齢者や基礎疾患を有する者等重症化リスクのある職員、妊娠している職員及び同居家族にそうした者がいる職員については、本人の申出等を踏まえ、在宅勤務（テレワーク）や時差出勤等の感染予防のための就業上の配慮をすること。

（本部員）

市民まつり等のイベントでは、例年、お酒を販売するが、今年は、どのように取り扱うのか。

（本部員）

開催の可否、酒類の販売も含めて現在検討している段階である。

（本部員）

市が補助・後援等を行うイベントで、チェックリストの写しは誰が提出を求めるのか。

（説明員）

補助・後援を担当する課がチェックリストの写しの提出を求め、保管する。

(本部員)

スポーツの大会は、市が後援しているケースが多くあるが、その場合、チェックリストの公表は市が行うのか。

(説明員)

チェックリストの公表は、イベントの主催者が行う。

(本部員)

市が主催するイベントのチェックリストの公表方法について、市のホームページにまとめて掲載するページ等を設けるのか。

(説明員)

チェックリストの公表は、該当イベントのホームページに掲載をする。

3 閉会